

京都市告示第533号

土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

令和3年1月25日

京都市長 門川 大作

1 土地の所在地

京都市右京区太秦巽町 1番

京都市右京区太秦中堤町 1番, 2番, 9番, 10番, 10番6, 27番, 33番,
35番, 36番, 44番, 45番, 46番, 47番,
48番

京都市右京区太秦唐渡町 6番, 7番, 30番, 35番

京都市右京区太秦小手角町 13番, 13番3, 13番4

京都市右京区太秦東唐渡町 7番, 14番1, 14番2

京都市右京区太秦滝ヶ花町 2番, 3番, 35番, 36番, 38番, 40番, 46番

京都市右京区梅津北広町 24番

京都市右京区西院西貝川町 1番 以上の地番の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物, ふっ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

(環境政策局環境企画部環境指導課)